



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

|      |   |                |    |
|------|---|----------------|----|
| 1474 | 電子計算組織運用管理業務及び住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格 | (情報政策課).....   | 1  |
| 1475 | 生活保護法による指定医療機関の廃止   | (福祉保健総務課)..... | 3  |
| 1476 | 生活保護法による指定介護機関の廃止   | ( " ).....     | 4  |
| 1477 | 生活保護法による医療機関の指定   | ( " ).....     | 4  |
| 1478 | "   | ( " ).....     | 4  |
| 1479 | 生活保護法による介護機関の指定   | ( " ).....     | 4  |
| 1480 | "   | ( " ).....     | 5  |
| 1481 | "   | ( " ).....     | 5  |
| 1482 | "   | ( " ).....     | 5  |
| 1483 | "   | ( " ).....     | 6  |
| 1484 | 生活保護法による施術機関の指定   | ( " ).....     | 6  |
| 1485 | 養鶏振興法によるふ化業者の登録   | (畜産課).....     | 6  |
| 1486 | 農用地利用配分計画の認可の申請   | (経営支援課).....   | 6  |
| 1487 | "   | ( " ).....     | 7  |
| 1488 | 保安林の指定施業要件変更予定  | (森林整備課).....   | 7  |
| 1489 | "   | ( " ).....     | 7  |
| 1490 | "   | ( " ).....     | 8  |
| 1491 | "   | ( " ).....     | 8  |
| 1492 | "   | ( " ).....     | 9  |
| 1493 | "   | ( " ).....     | 9  |
| 1494 | 保安林の指定施業要件の変更   | ( " ).....     | 9  |
| 1495 | 道路の区域変更   | (道路保全課).....   | 10 |
| 1496 | 道路の供用開始   | ( " ).....     | 10 |
| 1497 | "   | ( " ).....     | 11 |
| 1498 | 道路の区域変更   | ( " ).....     | 11 |
| 1499 | 道路の供用開始   | ( " ).....     | 11 |

### ○ 公告

|      |              |    |
|------|--------------|----|
| 入札公告 | (情報政策課)..... | 12 |
|------|--------------|----|

## 告 示

### 和歌山県告示第1474号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、電子計算組織運用管理業務及び住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

## (1) 業務の名称

電子計算組織運用管理業務及び住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務委託

## (2) 契約期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

## (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

## (2) 過去5か年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

## (3) 3の(1)のセに掲げる業務計画書について、和歌山県が示す仕様書に基づき適正に業務を遂行できると認められるものを提出した者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

## (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

キ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

ク 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ケ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等含む。）全税目

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス 2の(2)に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

セ 和歌山県が示す仕様書に対する業務計画書

## (2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム運用・保守」に記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからコまでの書類の提出に代えることができる。

## (3) (1)のアからオまで、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成26年12月2日（火）から同月15日（月）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」とい

う。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年12月15日（月）午後4時までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館5階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

(2) 日時

平成26年12月8日（月）午後1時30分から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成26年12月8日（月）から同月19日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館4階  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2404  
ファクシミリ番号 073-428-1136

7 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成27年1月7日（水）までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成27年1月9日（金）午後4時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、当該説明を求めた者に対して書面を受けた翌日から起算して、県の休日を除く3日以内に書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定<br>番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃 止<br>年 月 日 |
|------------|-----|-------|--------------|
|            |     |       |              |

|           |         |                |               |
|-----------|---------|----------------|---------------|
| 日薬<br>6-8 | ティ・エム薬局 | 日高郡日高川町土生160-4 | 平成<br>26.9.30 |
|-----------|---------|----------------|---------------|

## 和歌山県告示第1476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 届出者の名称    | 主たる事務所の所在地  | 指定事業所の名称         | 指定事業所の所在地   | サービスの種類 | 廃止年月日          |
|-----------|-------------|------------------|-------------|---------|----------------|
| 社会福祉法人博愛会 | 御坊市名田町野島1-9 | 日高博愛園指定居宅介護支援事業所 | 御坊市名田町野島1-9 | 居宅介護支援  | 平成<br>26.10.21 |

## 和歌山県告示第1477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号      | 名 称          | 所 在 地      | 指 定 年 月 日     |
|--------------|--------------|------------|---------------|
| 田薬新<br>25-26 | 切目屋調剤薬局神島台支店 | 田辺市神島台3番8号 | 平成<br>26.11.1 |

## 和歌山県告示第1478号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号     | 申請者の名称   | 主たる事務所の所在地   | 指定事業所の名称      | 指定事業所の所在地        | 指 定 年 月 日     |
|-------------|----------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| 紀訪新<br>5-26 | 株式会社Link | 紀の川市畑野上316-3 | 訪問看護ステーションりんく | 紀の川市打田1096-1108号 | 平成<br>26.11.1 |

## 和歌山県告示第1479号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示

する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 申請者の名称      | 主たる事務所の所在地             | 指定事業所の名称        | 指定事業所の所在地          | サービスの種類                                   | 指 定<br>年 月 日   |
|-------------|------------------------|-----------------|--------------------|---|----------------|
| 社会福祉法人熊野福祉会 | 田辺市本宮町上大野<br>宇田平97番地の1 | グループホーム下湯<br>川苑 | 田辺市本宮町下湯川<br>479-3 | 認知症対応型共同<br>生活介護・介護予<br>防認知症対応型共<br>同生活介護 | 平成<br>26.10.16 |

#### 和歌山県告示第1480号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 申請者の名称    | 主たる事務所の所在地      | 指定事業所の名称             | 指定事業所の所在地          | サービスの種類  | 指 定<br>年 月 日   |
|-----------|-----------------|----------------------|--------------------|----------|----------------|
| 社会福祉法人博愛会 | 御坊市名田町野島1-<br>9 | 日高博愛園指定居宅<br>介護支援事業所 | 御坊市名田町上野17<br>22-1 | 居宅介護支援事業 | 平成<br>26.10.21 |

#### 和歌山県告示第1481号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 申請者の名称             | 主たる事務所の所在地           | 指定事業所の名称                     | 指定事業所の所在地 | サービスの種類                       | 指 定<br>年 月 日  |
|--------------------|----------------------|------------------------------|-----------|-------------------------------|---------------|
| 紀州エア・ウォータ<br>ー株式会社 | 和歌山市雑賀崎2017<br>番地の29 | 紀州エア・ウォータ<br>ー株式会社愛らんど<br>海南 | 海南市名高476  | 特定福祉用具販売<br>・特定介護予防福<br>祉用具販売 | 平成<br>26.11.4 |

#### 和歌山県告示第1482号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 申請者の名称      | 主たる事務所の所在地             | 指定事業所の名称        | 指定事業所の所在地              | サービスの種類           | 指 定<br>年 月 日   |
|-------------|------------------------|-----------------|------------------------|-------------------|----------------|
| 社会福祉法人熊野福祉会 | 田辺市本宮町上大野<br>宇田平97番地の1 | 訪問介護事業所あさ<br>の花 | 田辺市本宮町上大野<br>宇田平97番地の1 | 訪問介護・介護予<br>防訪問介護 | 平成<br>26.11.13 |

## 和歌山県告示第1483号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 申請者の名称   | 主たる事務所の所在地      | 指定事業所の名称   | 指定事業所の所在地       | サービスの種類  | 指定年月日      |
|----------|-----------------|------------|-----------------|----------|------------|
| 有限会社アクセス | 西牟婁郡上富田町岡1406-1 | ケアセンターあやとり | 西牟婁郡上富田町岡1406-1 | 居宅介護支援事業 | 平成26.11.14 |

## 和歌山県告示第1484号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定番号    | 氏名   | 住所又は名称及び所在地 | 指定年月日      |
|---------|------|-------------|------------|
| 岩は新8-26 | 船木易教 | 岩出市岡田523-6  | 平成26.11.10 |

## 和歌山県告示第1485号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をした。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 登録番号 | 登録年月日     | ふ化業者の氏名又は名称及び住所             | ふ化場の名称及び所在地                 |
|------|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 第1号  | 平成26.12.2 | 株式会社森孵卵場和歌山支店<br>有田市下中島87番地 | 株式会社森孵卵場和歌山支店<br>有田市下中島87番地 |

## 和歌山県告示第1486号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成26年11月18日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成26年12月15日まで縦覧に供する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 農用地利用配分計画の番号 | 賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番 |
|--------------|---------------------|
|              |                     |

平成26年度第4号

西牟婁郡上富田町岩崎字野田53-34外1筆

**和歌山県告示第1487号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成26年11月18日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成26年12月15日まで縦覧に供する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 農用地利用配分計画の番号 | 賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番 |
|--------------|---------------------|
| 平成26年度第5号    | 日高郡日高川町和佐字下新田773外3筆 |

**和歌山県告示第1488号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局地域振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1489号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局地域振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1490号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局地域振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1491号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業



局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1492号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1493号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1494号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺龍神線

| 区 間   | 新旧の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考<br>メートル       |
|---|------|----------------------|-------------|-------------------|
| 田辺市中辺路町水上字新屋448番2地先から日高郡みなべ町清川字榎又4515番1地先まで | 旧    | 12.70<br>}<br>35.00  | 227.70      |                   |
| 同上  | 新    | 12.70<br>}<br>35.00  | 227.70      |                   |
| 同上  | 新    | 10.20<br>}<br>31.00  | 197.90      | 虎ヶ峰橋(仮称) L=120.00 |

和歌山県告示第1496号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 県道
- 路線名 田辺龍神線
- 供用開始の区間 田辺市中辺路町水上字新屋448番2地先から日高郡みなべ町清川字榎又4515番1地先まで

供用開始の期日 平成26年12月2日

**和歌山県告示第1497号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日置川大塔線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町日置字谷ヶ地2番1地先から同町大古字上ノ瀬田449番1地先まで

供用開始の期日 平成26年12月2日

**和歌山県告示第1498号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 串本古座川線

| 区 間                                      | 新旧の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考 |
|--|------|----------------------|-------------|-----|
| 東牟婁郡古座川町南平字高畑474番14地先から同町南平字高畑474番10地先まで | 旧    | 3.99<br>}<br>6.26    | 126.00      |     |
| 同上                                       | 新    | 6.26<br>}<br>12.83   | 126.00      |     |

**和歌山県告示第1499号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 串本古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町南平字高畑474番14地先から同町南平字高畑474番10地先まで

供用開始の期日 平成26年12月2日

## 公 告

## 入 札 公 告

電子計算組織運用管理業務及び住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成26年度から平成29年度まで

## (2) 業務の名称

電子計算組織運用管理業務及び住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務委託

## (3) 業務の内容

入札説明書による。

## (4) 業務実施場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

## (5) 業務の期間

平成27年2月1日（日）から平成30年3月31日（土）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成26年和歌山県告示第1474号に規定する電子計算組織運用管理業務及び住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

## (2) 期間

平成26年12月2日（火）から同月15日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

## 4 入札説明書を交付する場所及び期間等

## (1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

## ア 場所

3の（1）に同じ。

## イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1) により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年12月15日（月）午後4時までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 5 入札説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館5階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

## (2) 日時

平成26年12月8日 (月) 午後1時30分

## 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

5の(1)に同じ。

## イ 入札日時

平成27年1月16日 (金) 午後1時30分

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) 入札執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成27年1月15日 (木) 午後4時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

## 7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

## 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 12 契約書の要否

要

## 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - ア 名称  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
  - イ 所在地  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2404  
ファクシミリ番号 073-428-1136
- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :  
Operation and operation accompanying work of computer system and the “Basic Resident Registration Network System”
- (2) Date and time for tender :  
1:30 p.m. 16 January 2015 (Deadline for bids submitted by mail : 4:30 p.m. 15 January 2015)
- (3) Contact point for the notice :  
Information and Communication Policy Division, Wakayama Prefectural Government  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-2404  
FAX 073-428-1136